

土地改良区役職員の皆様へ

みんな

始めよう

複式簿記!!

貸借対照表で運営の健全性をチェック!!

貸借対照表 (例)
令和2年3月31日現在 (単位: 円)

I 資産の部		II 負債の部	
1 流動資産		1 流動負債	
現金及び預金	50,000	未払金	200
未収賦課金等	2,000	預り金	1,200
前払金	300		
2 固定資産		2 固定負債	
(1) 基本資産		公庫資金等長期借入金	350,000
山林、宅地及びその従物	200,000	職員退職給付引当金	60,000
備荒積立金	400,000		
(2) 特定資産		負債合計	411,400
所有土地改良施設	4,000,000		
土地改良施設用地等	300,000	III 正味財産の部	
財政調整積立資産	100,000	1 指定正味財産	3,200,000
職員退職給付引当積立資産	60,000	2 一般正味財産	1,829,900
施設更新積立資産	200,000	正味財産合計	5,029,900
(3) その他固定資産			
土地	30,000		
建物	90,000		
車両運搬具	6,000		
器具備品	3,000		
資産合計	5,441,300	負債及び正味財産合計	5,441,300

積立金がここで表示されます。

負債がどれだけあるかわかります

正味財産＝資産－負債

資産がどれだけあるかわかります

(減価償却累計額を基礎として積立を行います。)

土地改良法が改正され、土地改良区において、**貸借対照表の作成が義務化**されました。
(令和4事業年度から)

なぜ貸借対照表の作成が必要なのでしょう…

土地改良区に対して、

ア)更新費用の積立を計画的に行い土地改良施設の更新が適期適切に実施されること

イ)土地改良区運営の透明性の向上と組合員等への説明責任を果たすことなどが求められています。

これに対応するには「資産」と「負債」の状況が数字によって明らかになる「貸借対照表」の作成が有効な手段となります。

Q 施設の更新費用を計画的に積み立てるとどうなるの？

A 将来世代の負担軽減により世代間の不公平感が緩和されます。

○更新事業費積立未実施の場合

施設造成費		更新事業費
維持管理費	維持管理費	維持管理費

【前世代】 【現役世代】 【将来世代】

○更新事業費積立実施の場合

施設造成費	更新積立費	更新事業費
維持管理費	維持管理費	維持管理費

【前世代】 【現役世代】 【将来世代】



公平な負担

A 地区間の費用負担の差が調整されます。

大規模経営のAさん（甲地区と乙地区で農地を借りて耕作）は、地区間の費用負担の差に悩んでいたところ、甲地区で特別賦課金の償還が終わり、甲地区と乙地区では、次の施設更新に備えて「更新積立」を開始したことから、両地区での費用負担が平準化されました。

○従前の賦課金の状況

特別賦課金	
経常賦課金	経常賦課金

【甲地区】 【乙地区】

- 隣接する地域なのに、甲改良区の賦課金は極端に高いなあ！
- どうしてこんなに違うのだろう???
- どうにかならないかなあ？

- ✓ 甲改良区の償還完了
- ✓ 両改良区で更新積立を開始

○更新積立開始後の賦課金の状況

経常賦課金で更新積立金を徴収

更新積立金	更新積立金
経常賦課金	経常賦課金

【甲地区】 【乙地区】

更新積立金分が増えているが、地区間の費用負担額は平準化

- どちらの地区で耕作しても賦課金に大きな差がなくなった。
- これで迷わずに借りることができるぞ！

Q 組合員や利害関係者への説明責任って何でしょうか？

A 土地改良区は、組合員から賦課金を徴収していることや国・県等から補助を受けているため、その使い道等について説明する責任があります。

Q 貸借対照表を作成することによって、土地改良区にはどのようなメリットがありますか？

A 土地改良区の資産、負債の状況が明らかになることにより、運営状況や資産の評価により、適正な賦課金額や積立水準等が明らかになります。

組合員に対し

☆逼迫した運営状態が理解されたなら・・・

- ・ 経常賦課金の値上げへの理解
- ・ 市町村の助成の根拠

財源の確保

☆適正に資産評価されたなら・・・

- ・ 更新計画が作りやすい
- ・ 更新費用の積立が円滑にできる

適期の更新が可能



Q 単式簿記から複式簿記にするメリットは何でしょうか？

A 下表のとおりメリットとデメリットが整理されますが、メリットのほうが大きいです。

	単式簿記	複式簿記
メリット	○現金の収支のみ記帳 (専門知識を要しない)	○資産管理の効率化 (貸借対照表の作成により適時的確な更新の実施) ○記帳誤りや不正防止 (試算表により誤記等の発見が容易) ○コスト意識の高揚 (資産の減価償却、退職金など将来支出を計上)
デメリット	○資産や負債の全体を把握できない (合理的な資産管理ができない、説明責任が十分果たせない等)	○導入当初の資産・負債の明確化 ○システム導入経費 ○一定の知識が必要

複式簿記で時代の波を乗り切れ！！



土地改良区に対する国の支援策を紹介します！！

貸借対照表の作成（複式簿記への移行）を円滑に行うには、都道府県や地方連合会によるきめ細やかな指導・助言が不可欠です。

このため、令和元年度予算において、土地改良区体制強化事業を拡充するなど土地改良区の支援体制の充実を図っています！

具体的には・・・

- 地方連合会による巡回指導を受けることができます。
- 地方連合会に配置された税理士等の指導・助言を受けることができます。
- 土地改良区役職員等を対象にした複式簿記導入促進特別研修を受講することができます。（特別研修は、全国71カ所で開催中です。）
- 今年度中に小規模土地改良区向けの簡易な会計ソフト（※）を開発・販売します。
- 会計事務を合同で行うための土地改良区連合を設立できます。
また、設立のための話し合いや事務機器の整備のための経費について補助を受けることができます。
- 施設の資産評価に関して、地方連合会の支援を受けることができます。

（※）国が開発する会計ソフトについて

会計ソフトを利用する場合は、複式簿記の理解が進んでいない方でも、比較的容易に操作（仕訳）が可能です。また、この会計ソフトは、個人別の賦課通知書の作成などの高度な機能は付いていませんが、維持管理や工事を実施している一般的な土地改良区に必要な機能は備えています。

- このパンフレットに関する詳しい内容のお問い合わせは、都道府県又は都道府県土地改良事業団体連合会若しくはお近くの地方農政局農村振興部土地改良管理課へご連絡ください。
- なお、複式簿記に関する資料は、農林水産省ホームページにも掲載してあります。

<http://www.maff.go.jp/j/nousin/kikaku/fukushikiboki.html>

農林水産省